

生活保護のしおり

(令和7年4月1日版)

下 松 市

1 目次

1 目次.....	0
2 生活保護とは.....	2
3 保護を受けた場合の権利と義務.....	4
4 生活保護の申請から決定まで.....	5
5 保護費の計算.....	6
6 保護の種類.....	8
7 保護費の支払い・返還・徴収.....	9
8 病院を受診するとき.....	10
9 その他注意すること.....	11
10 不服申し立て.....	12
11 ケースワーカー.....	12
12 民生委員.....	12
13 保護を受けなくなったときは.....	13

2 生活保護とは

生活保護を受けることは、憲法に定める国民の権利であり、法律に決められた必要な条件に当てはまる限り、誰でも平等に受けることができます。

生活保護は、家計と居住を同じくする世帯単位での認定を原則としており、生活保護を受けている間の様々な義務や制約は世帯員全員に及びます。したがって、世帯員の中の1人でもこの義務や制約に反したときは、世帯員全員が不本意な取り扱いを受けることもあります。

世帯員全員が、次にあげるような努力をしても生活に困る場合に、不足部分を補うために受けることができます。

ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして申請を却下するなど、厳正に対応させていただきます。

- 1 働くことができる方は、その能力に応じて働いて下さい。(※注1)
- 2 預貯金や土地・家屋、自動車、保険の解約金などで活用できる資産(※注2)は、すべて生活のために活用してください。
特に自動車については、公共交通機関の利用が著しく困難な地域間の移動や、障害者の通勤、通院等、限定的な条件の下でしか保有はもちろん使用も認められません。(他人名義の車を運転することも認められません。)
※65歳以上で、500万円以上の資産価値のある居住用不動産を所有しており、抵当権等の担保権が設定されていない場合には、当該不動産を担保に貸付を行う制度があります。
- 3 仕送りなどの扶養援助については、生活保護に優先します。親族(親、兄弟姉妹、子供等)とも良く話し合い、可能な範囲で様々な支援をしていただくようお願いしています。(なお、扶養義務のある親族には原則として扶養の照会を行います。(※注3))
- 4 年金・手当など、他の法律(制度)で利用できるものは、すべて生活保護に優先して受けて活用してください。
(例：国民年金、厚生年金、健康保険、傷病手当金、雇用保険、失業給付、労災保険、児童扶養手当、児童手当など)

【※注1：稼働能力について】

稼働年齢層（満 65 歳未満）の方には、就労により生活保護脱却を目指していただくため、原則として就労指導等を実施しますが、病気や障害、その他の理由により困難である場合には治療等に専念していただくこともあります。

【※注2：資産について】

原則として、世帯の資産（預貯金、生命保険、不動産、自動車など）は、生活費として処分・活用していただくようになりますが、居住用不動産の保有は、ローン等による負債があるものを除いて保有が認められ、また生命保険や学資保険についても解約返戻金が少額であるなどの一定の要件を満たせば、保有が認められる場合があります。

【※注3：扶養義務照会について】

扶養義務照会はすべての対象者に対して必ず実施するものではなく、例えば 70 歳以上の方や 10 年以上の長期間、連絡が途絶している等の扶養義務者に対しては、扶養義務照会を行わないこともあります。

(参考)

【日本国憲法】

第 25 条（生存権、国の社会的使命）

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生活保護法】

第 4 条（保護の補足性）

- ①保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ②民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第 10 条（世帯単位の原則）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

3 保護を受けた場合の権利と義務

生活保護を受けた場合の権利

- ① 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護をうちきられたりしません。(不利益変更の禁止／生活保護法第56条)
- ② 生活保護法により支給された物や生活保護費に対して、税金はかかりません。(公課禁止／生活保護法第57条)
- ③ 生活保護法により支給された物や生活保護費またはこれを受ける権利は差し押さえられません。(差押禁止／生活保護法第58条)
- ④ 生活保護の決定内容に納得できないときは不服の申し立てをすることができます。
(審査庁／生活保護法第64条 再審査請求／生活保護法第66条)

生活保護を受けた場合の義務

- ① 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
(譲渡禁止／生活保護法第59条)
- ② 常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努める。
(生活上の義務／生活保護法第60条)
- ③ 生活保護受給中は、すべての世帯員の収入や資産、構成や状況等に変化があったときは、必ず届出てください。
(届出の義務／生活保護法第61条)
- ④ 適正・適切な保護を実施するために必要な指導や指示を受けたときは、これに従う義務があります。指導や指示に従わないときは、生活保護を停止又は廃止することがあります。
(指示等に従う義務／生活保護法第62条)

4 生活保護の申請から決定まで

病気や高齢、失業などで困っている方の相談は、市役所の生活保護係（福祉事務所）が窓口となります。

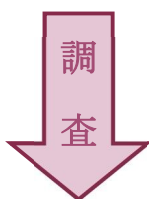
原則として、本人が相談にお越しください。ただし、本人が体の具合が悪い等の事情で窓口に来られない場合には、ご親族などがおいでになるか、電話で相談をしてください。



- ①ケースワーカーと面接相談員が生活についてお困りの事を具体的にお聞きし、生活保護制度やほかの利用できる制度等を説明します。



- ②本人のご意思・ご判断により生活保護の申請ができます。
③関係書類や申請書に必要な事項を記入し、提出してください。



- ④申請に基づきケースワーカーが、暮らしの様子、収入、資産、扶養義務のある親族の状況等をより詳しくお聞きするため、ご家庭などを訪問します。
⑤生活の状態が国の定めた生活保護の要件に合うかどうか調査します。



- ⑥調査に基づき、収入や資産等が国の定める基準に当てはまるかどうかを計算します。
⑦あわせて、扶養義務者からの援助が受けられるかどうか、資産があるかどうか、他の法律や制度が活用できるかどうかも検討します。
なお、夫婦や親・兄弟姉妹等の親族には原則として扶養の照会を行います。
⑧生活保護以外のあらゆる手段を活用しても、国が定める最低限度の生活が維持できないと認められるときは保護開始が決定となります。

調査結果については、文書によりお知らせします。

通知

- ⑨生活保護が受けられる場合、「保護開始決定通知書」をお出しします。
⑩生活保護が受けられない場合、「保護却下決定通知書」をお出しします。

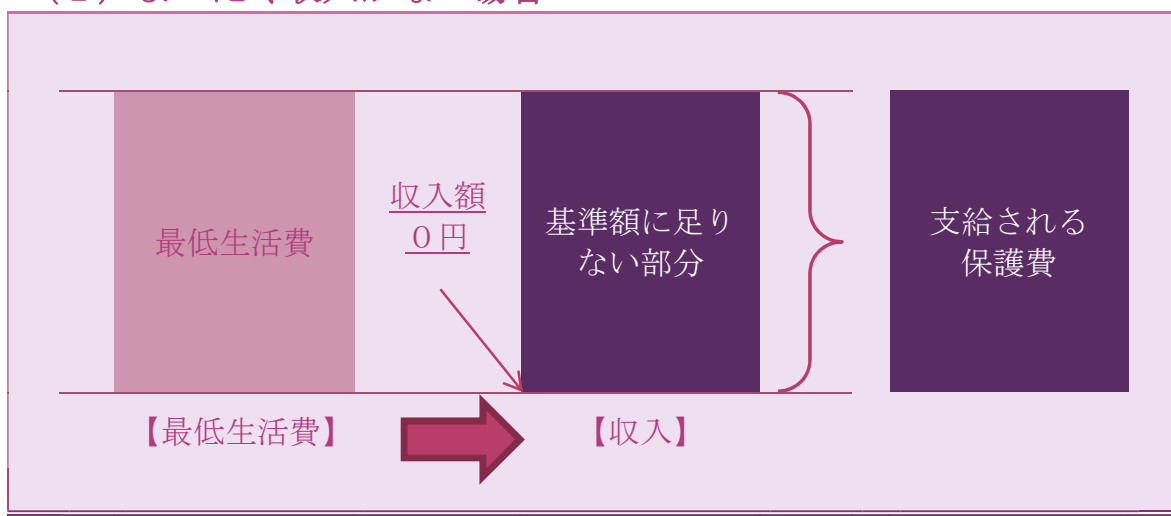
保護が受けられるかどうかは、原則として申請受付から14日以内（調査のために時間がかかるなど、特別な場合は30日以内）に決定し、連絡します。

5 保護費の計算

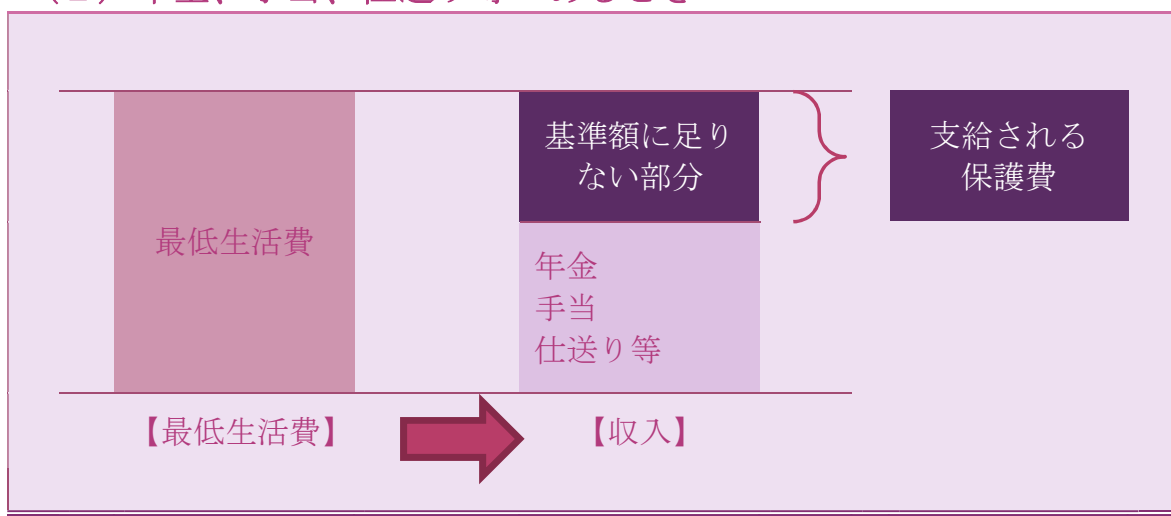
$$\text{国で定めた最低生活費} - \text{世帯の収入認定額} = \text{保護費として支給する額}$$

保護費の計算のしかたは、世帯の収入の種類や額によってそれぞれ変わります。詳しくは次のとおりです。

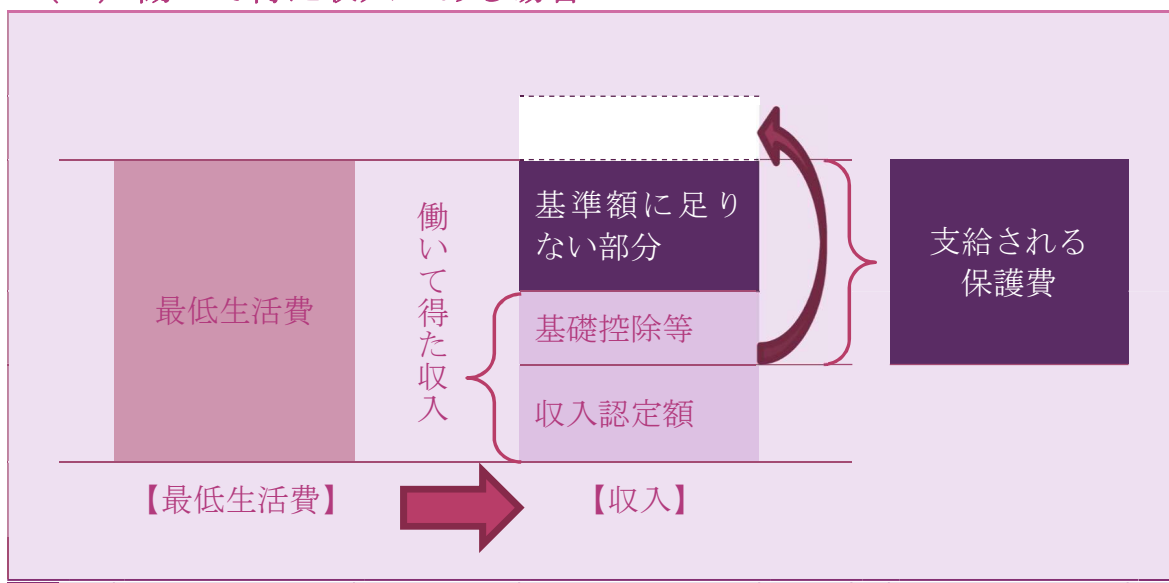
(1) まったく収入がない場合



(2) 年金、手当、仕送り等のあるとき



(3) 働いて得た収入のある場合



✚ 給料・年金・手当・仕送りなどの収入がある方は、その収入金額を申告していただかないと、毎月の保護費の金額を決定することができません。

収入額が変わったときや、臨時の収入が入ったとき等は、必ずその金額が分かるものを持って、すみやかに収入申告をしてください。収入によっては申告することにより、必要経費、基礎控除や20歳未満控除等として手元に残る部分があります。

年金、手当、仕送り等、どんな収入でも申告が必要です。

収入がない方も、年1回は収入がない旨の申告（無収入申告）が必要です。
（※稼働年齢層の方は原則毎月収入（無収入）申告が必要となります。）

✚ 申告を怠ると、保護費の返還等、あなたの不利益になることがあります。

※生活保護受給中の借金は認められません。

（ただし、「母子福祉資金」や「各種の奨学金」等の公的な貸付は除きます。）

☆借金をした場合は、収入として認定します。

【生活保護法】

第61条（届出の義務）

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

6 保護の種類

生活保護には8種類の扶助があり、それぞれ国の定めた基準の範囲内で必要な現金や品物を支給します。

i. 生活扶助

- ・ 食べるもの、着るもの、おむつ、電気、ガス、水道、介護保険料等、毎日の生活に必要な費用

ii. 教育扶助

- ・ 教育費、給食費、学級費等、義務教育を受けるために必要な費用

iii. 住宅扶助

- ・ アパートの家賃、間借費用、地代等、住むために必要な費用

iv. 医療扶助

- ・ 病気やけがの治療で病院にかかるために必要な費用（移送費、入れ歯、メガネ、コルセット等も含まれます）

v. 介護扶助

- ・ 介護サービスを受けるために必要な費用

vi. 出産扶助

- ・ 出産をするために必要な費用（ただし、自己負担分があるため、別制度の利用が望ましい。）

vii. 生業扶助（高等学校等就学費）

- ・ 高校等就学に必要な費用、自立に必要な、技能や技術を身につけるために必要な費用

viii. 葬祭扶助

- ・ 葬祭にかかる費用

➤ 各種加算

基本となる各扶助以外にも、冬季加算、受給者やその世帯状況に応じて障害者加算、母子加算等もあります。

➤ 一時扶助

上記の8種類の扶助の中でも、一時的に必要な費用（例：引越し代、住宅の契約更新料、住宅の修理費等）が支給できる場合もあります。支給には必ず事前の申請が必要ですので、担当ケースワーカーに相談してください。

7 保護費の支払い・返還・徴収

1 保護費の支払い方法

原則として毎月5日（土・日・祝日の場合は前営業日）に窓口でお受け取りになるか、ご指定の銀行口座に振り込みます。ただし、保護開始直後等、特別の事情がある場合には市役所の生活保護係の窓口で支払いますので、あらかじめ通知する日時に、印鑑（シャチハタ可）を持って受け取りに来てください。

2 保護費の返還

年金や仕事の収入額が増えたとき、臨時の収入が入ったとき、世帯員の数が減ったとき、入院したときなどにあなたからの届出が遅れると保護費を払いすぎてしまう場合があります。その場合には、払いすぎた保護費を返還していただきます。

また、差し迫った事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、すでに支給された保護費（介護・医療費等を含む）を返還しなければなりません。

【生活保護法第63条】

3 不正受給の費用徴収と罰則

届出の義務を怠って収入申告をしなかった場合や、偽りの申告等の不正な方法で保護を受けた場合には、不正受給として支給した保護費（医療費など、すべての扶助を含みます）を徴収します。また、不正な手段や方法で保護を受けた場合には法律によって処罰されることがあります。

【生活保護法第78条・85条】

※2・3のような事態を避けるためにも、新たに年金を受給するとき、仕事を始めたとき、臨時の収入が入ったとき、世帯の状況に変化があったときは、すみやかに担当ケースワーカーに報告してください。

収入を正しく申告することによって、適切な控除を受けたうえで、収入の一部を手元に残すことができるメリットがありますが、不正に申告を怠った場合にはこれらの控除が受けられなくなる可能性があります。

8 病院を受診するとき

生活保護を受けている間は、国民健康保険証が使用できなくなります。（勤め先等の健康保険証は使えます）かわりに「診療依頼書」をお渡しします。



原則的に、医療機関に行く前に、生活保護係の窓口で申請をして、「診療依頼書」を受け取ってください。



医療機関の窓口で「診療依頼書」を出してください（原則として費用はかかりません。）

※ 「診療依頼書」は生活保護法の指定を受けた医療機関でしか使用できません。受診する前に生活保護法の指定を受けているかどうか、医療機関または生活保護係に確認してください。指定医療機関以外を受診されると、医療費は全額実費となります。

※ 急病・夜間・休日等で「診療依頼書」を持たずに医療機関にかかったときは、医療機関に「生活保護を受けています。」と申し出て、生活保護受給票を提示し、治療を受けてください。その後、すみやかに「診療依頼書」を持たずに受診したことを、生活保護係に連絡してください。

※ 入れ歯・メガネ・コルセット等が必要なとき、施術（整骨院・鍼灸院）で治療したいときは、事前に担当ケースワーカーに相談してください。相談せずにメガネ等を作った場合などは、その費用は自己負担となります。

※ 勤め先等の健康保険証をお持ちの方は、その「保険証」と「診療依頼書」両方を医療機関の窓口に出してください。

※ 医師から処方される薬のうち、安全で価格の安いジェネリック医薬品（後発医薬品）がある場合には、原則として後発医薬品の処方となります。

詳しくは、病院または薬局へお問い合わせください。

9 その他注意すること

1 入院するとき

生活保護の医療扶助で負担できる入院費用は必要最低限度になります。入院時のクリーニング代・テレビ利用料等、個室に入った場合の個室代は、自己負担になります。

入院期間が1ヶ月を超える場合には、必要な最低生活費が下がりますので、保護費も変更となります。すでに保護費が支給されている場合には、払いすぎた保護費を返還していただきます。入院・退院された際には必ず担当ケースワーカーに連絡してください。

2 交通事故にあったとき

交通事故にあった場合、通常は相手方の保険が適用されるので生活保護の医療扶助は受けられません。ただし、相手方がいない等、個々の事情によって取り扱いが変わりますので、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。また事故の被害により補償金、保険金等を受領した場合にも、必ず申告をしてください。

3 ひと月のうちに、同じ病気のために2つ以上の病院にかかるとき

原則として、ひと月のうちに、同じ病気で2つ以上の病院にかかることはできません。ただし、主治医の判断で違う病院にかからなければならない場合等で、紹介状があれば可能です。

4 介護サービスが必要になった場合

65歳以上の方で介護サービスを受けようとする時は、事前に要介護認定の決定を受けてください。要介護区分に応じた介護サービスが受けられ、介護費用のうち利用者負担分の利用料（1割）を保護費で扶助します。

40～65歳未満の方で介護サービスが必要になった時は、介護を必要とする直接の原因となった病気が特定疾病に該当する場合には介護サービスを受けることができます。

※介護申請をする前に必ず、担当ケースワーカーに相談してください。

5 生活保護受給に伴う各種減免制度について

生活保護の受給が決定した場合には、固定資産税、し尿処理手数料、NHK受信料、国民年金保険料など、各種減免制度の適用を受けることが可能です。詳しくは担当ケースワーカーに相談してください。

10 不服申し立て

福祉事務所の決定に疑問がある場合は、担当のケースワーカーに説明を求めてください。

それでもなお、納得ができないときは、決定があったことを知った日から3か月以内に山口県知事に対して審査請求をすることができます。

11 ケースワーカー

ケースワーカー（地区担当員）とは、生活保護制度を利用する方の困りごとの解決や自立を目指すためにどうすればよいのかを一緒に考え、手助けする者です。また、個人の状況に応じて、生活の質や自立を助長するために、生活指導、就労指導や通院指導等も行います。

ケースワーカーはこれらの生活状況の確認や相談に応じるために定期的に居所を訪問します。生活上の問題や困りごとがあった際には、遠慮なくご相談ください。当然のことながら、その相談事等も含めて、人に知られたくない個人の秘密については必ず秘匿しますので、安心して相談してください。

12 民生委員

民生委員は、地域の身近な相談役としてお住いの地域の中から選ばれた、県の非常勤職員です。民生委員が担当する地域の住民が安心して暮らせるように、見守りや支援等を行っています。

福祉事務所では、生活保護世帯の皆さんも安心して暮らしていただけるように、民生委員と連携しています。

なお、ケースワーカーと同様に民生委員にも守秘義務がありますので、皆様の情報は秘匿することとなっていますので、ケースワーカーともども安心して相談してください。

13 保護を受けなくなったときは

- (1) 勤め先等の健康保険証がない方は、国民健康保険に加入してください。保護の廃止から14日以内に市役所の「国民健康保険係」で手続きをしてください。

☆ 各種医療費扶助（ひとり親・就学前児童・高齢者・障害者等）が受けられる場合があるので、担当ケースワーカーに相談してください。
- (2) 20歳以上の方は、国民年金に加入してください。保護の廃止日から14日以内に市役所の「年金係」で手続きしてください。
（生活保護係が発行する「保護廃止決定通知書」が必要になります。）
- (3) 小・中学校の児童・生徒には、就学援助の制度がありますので、市役所の「教育委員会学校教育課」に相談してください。
- (4) 県営住宅・市営住宅にお住まいの方は、住宅使用料に減免制度がありますので、県営住宅は県営住宅管理公社周南支部、市営住宅の方は市役所の住宅係に連絡してください。

お問い合わせ

下松市役所地域福祉課生活保護係

TEL:0833-45-1834